

秋田県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地(市町村名)	漁港管理者	漁業協同組合	分区	海岸保全区域	港則法適用	ビジター受入	指定年月日	区域変更年月日	離島・半島	有人国境離島	備考
1510025	若美	ワカミ	1	男鹿市	男鹿市	秋田県		○			S57.3.13	H2.2.14	半島		
1510030	加茂	カモ	1	男鹿市	男鹿市	秋田県		○			S34.12.15		半島		
1510035	門前	モンゼン	1	男鹿市	男鹿市	秋田県		○			S57.3.13	H17.4.26	半島		
1510040	脇本	ワキモト	1	男鹿市	男鹿市	秋田県		○	○		S28.5.28		半島		
1510050	船越	フナコシ	1	男鹿市	男鹿市	秋田県		○			S28.5.28		半島		
1510060	五里合	イリアイ	1	男鹿市	男鹿市	秋田県		○			S44.9.6		半島		
1510065	湯之尻	ユバシ	1	男鹿市	男鹿市	秋田県		○			S47.3.29		半島		
1510070	潟上	カカミ	1	潟上市及び男鹿市	潟上市	秋田県					H28.11.18		半島		
1510075	道川	ミチカワ	1	由利本荘市	由利本荘市	秋田県		○			S61.11.17	H18.12.12			
1510080	松ヶ崎	マツガサキ	1	由利本荘市	由利本荘市	秋田県		○			S41.11.18	S63.10.5			
1510090	本荘	ホンジョウ	1	由利本荘市	秋田県	秋田県			○		S26.7.10	H28.11.16			
1510100	西目	ニシメ	1	由利本荘市	由利本荘市	秋田県		○			S43.3.30	H18.12.12			
1510110	小砂川	コサガワ	1	にかほ市	にかほ市	秋田県		○			S26.11.14				
1510120	八郎湖	ハチロウコ	1	南秋田郡八郎潟町	秋田県	秋田県					S43.3.30				(内水面)
1520010	岩館	イワダテ	2	山本郡八峰町	秋田県	秋田県		○			S26.7.10	H18.10.27			
1520020	八森	ハチモリ	2	山本郡八峰町	秋田県	秋田県		○			S26.7.10	H18.10.27			
1520030	畠	ハタケ	2	男鹿市	秋田県	秋田県	2	○			S26.11.14	H18.10.27	半島		
1520040	平沢	ヒラサワ	2	にかほ市	秋田県	秋田県		○	○	○	S26.7.10	H18.10.27			
1520050	金浦	コノウラ	2	にかほ市	秋田県	秋田県		○	○	○	S26.7.10	H18.10.27			
1520060	象潟	キサカタ	2	にかほ市	秋田県	秋田県		○	○	○	S26.7.10	H18.10.27			
1530010	榑(船川港)	ツバキ(フナカワミナト)	3	男鹿市	秋田県	秋田県		○			S26.7.10	H17.10.26	半島		
1540010	北浦	キタウラ	4	男鹿市	秋田県	秋田県		○	○		S26.7.10	H17.10.26	半島		

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。